

(2) 環境基準

公共用水域（河川、湖沼、及び海域）の水質については、環境基準が定められています。この水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準の2つの基準があります。

本町においては、前者は全公共用水域について適用され、後者のうち海域はこの基準が当てはまります。しかし、後者のうち河川はこの基準が当てはまらないので、目安としてD類型河川の基準値を参考にしています。

○ 人の健康の保護に関する環境基準

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン
基準値	0.01mg/ℓ 以下	検出され ないこと	0.01mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下	0.0005 mg/ℓ 以下	検出され ないこと	検出され ないこと	0.02mg/ℓ 以下

項目	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
基準値	0.002mg/ℓ 以下	0.004mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下	0.04mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下	0.006mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下

項目	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素
基準値	0.002mg/ℓ 以下	0.006mg/ℓ 以下	0.003mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下	10mg/ℓ 以下	0.8mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下

○ 生活環境の保全に関する環境基準

・海 域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	科学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	N - ヘキサン 抽 出 物 質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN / 100ml 以下	検出されない こと
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l 以下	5mg/l 以上		検出されない こと
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/l 以下	2mg/l 以上		

・河 川 (湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物科学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以上	7.5mg/l 以上	50MPN / 100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN / 100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN / 100ml 以下
C	水道3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	
E	工業用水3級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ゴミ等の浮遊が 認められないこ と	2mg/l 以上	